

指定計画相談支援契約書

利用者： _____

事業者： 社会福祉法人 共生会

第1条（契約の目的）

本契約は、事業者と利用者が協議の上、利用者の有する能力、その置かれている環境及び障害の特性を考慮し、自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう、事業者が利用者に対して必要な指定計画相談支援を適切に提供することを定めます。

第2条（契約期間）

本契約の契約期間は、 _____ 年 _____ 月 _____ 日から1年間とします。

ただし、契約満了日までに、利用者から事業者に対して、文書または口頭による契約終了の申し出がない場合、契約は自動更新されるものとします。

第3条（サービス等利用計画の作成）

- 1 事業者は、相談支援専門員にサービス等利用計画作成に関する業務を担当させるものとします。
- 2 相談支援専門員は、利用者の居宅等への訪問により利用者及びその家族に面接し、利用者及び家族の置かれている状況、利用者が希望する生活、解決すべき課題等を把握します。
- 3 相談支援専門員は、サービス等利用計画の作成の開始に当たっては、当該地域におけるサービス事業者等に関するサービスの内容を適正に利用者又はその家族に対して提供し、利用者にサービスの選択を求めるものとします。
- 4 相談支援専門員は、利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者及び家族、法定代理人等(以下「利用者等」という。)の選択に基づき、適切な保健、医療、福祉、就労支援、教育等のサービス(以下「福祉サービス等」)が、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるように配慮します。
- 5 相談支援専門員は、提供される福祉サービス等の目標及びその達成時期、福祉サービス等の種類、内容、量及び利用料並びに福祉サービス等を提供する上での留意事項等を記載したサービス等利用計画の原案を作成します。
- 6 相談支援専門員は、前項で作成したサービス等利用計画の原案に盛り込んだ福祉サービス等について、介護給付費等の対象となるか否かを区分した上で、当該サービス等利用計画書の原案の内容につ

いて、利用者等に対して説明し、文書により利用者等の同意を得た上で決定するものとし、作成した当該サービス等利用計画案を利用者等に交付するものとします。

7 相談支援専門員は、支給決定又は地域相談支援給付決定を踏まえて、サービス等利用計画案の変更を行い、指定障害福祉サービス事業者等との連絡調整を行うとともに、サービス担当者会議の開催等により、当該サービス等利用計画案の内容について説明を行うとともに、関係機関から専門的な見地からの意見を求めるものとします。

8 相談支援専門員は、サービス担当者会議を踏まえたサービス等利用計画の内容について、利用者等に対して説明し、文書により同意を得るものとします。

9 相談支援専門員は、サービス等利用計画を作成した際には、当該サービス等利用計画を利用者等に交付するものとします。

第4条（サービス提供の評価・記録等）

1 事業者は、利用者及び家族と定期的に連絡をとり、経過の把握に努めます。

2 事業者は、サービス等利用計画に記載した目標に沿ってサービス提供がなされるようサービス事業者との連絡調整を行います。

3 事業者は、利用者の状態を定期的に再評価し、必要に応じサービス利用計画の変更、支給決定の更新申請等を行い、その結果を支援経過記録等の書面に記載します。

4 事業者は、指定計画相談支援サービスの提供に関する記録を契約終了後5年間は適正に保存し、利用者の求めに応じて閲覧ができ、必要によりそのコピーを交付します。

第5条（利用料金及び支払い等）

1 事業者は、本事業の実施にあたっては、予め利用者に対し、本事業の内容及び費用について説明し、利用者の同意を得るものとします。

2 利用者は、前項の同意により、本事業の実施を受け、重要事項説明書に記載されている必要な額を事業者を支払うものとします。

3 前項の利用者負担額及び実費負担額は、1か月毎に計算し、利用者はこれを指定期日までに支払うものとします。

4 上限管理対象となっている利用者に関しては、指定障害者福祉サービス等の利用者負担額合計額を

毎月算定し、利用者等及び当該障害福祉サービス等を提供した事業者等に通知します。

第6条（利用者の解約権）

利用者は、事業者に対しいつでも1週間以上の予告期間をもって、この契約を解約することができます。

第7条（事業者の解除権）

事業者は、利用者の著しい不信行為等により契約を継続することが困難となった場合は、その理由を記載した文書により、この契約を解除することができます。

第8条（契約の終了）

本契約は、以下の各号に基づく契約の終了が生じた場合に終了するものとします。

- (1) 利用者が死亡した場合。
- (2) 事業者が解散命令を受けた場合、破産した場合又はやむを得ない事由により事業所を閉鎖した場合。
- (3) 事業者が指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合。
- (4) 第6条から第7条に基づき本契約が解約または解除された場合。
- (5) 第2条の契約期間が満了した場合。（但し満了前に契約の更新手続きがとられた場合は除く。）

第9条（損害賠償）

事業者は、指定計画相談支援の実施にあたって利用者の生命・身体・財産に損害を与えた場合には、事業にかかる所定の保険を適用し、誠意をもってその損害を賠償します。ただし、自らの責めに帰すべき事由によらない場合には、この限りではありません。

第10条（秘密保持）

- 1 事業者は、業務上知り得た利用者及びその家族に関する秘密及び個人情報については、利用者又は第三者の生命、身体等に危険がある場合など正当な理由がある場合を除いて、契約中及び契約終了後、第三者に漏らすことはありません。
- 2 あらかじめ文書により利用者の同意を得た場合は、前項の規定にかかわらず、一定の条件の下で個人情報を利用できるものとします。

第11条（苦情対応）

- 1 利用者は、提供した指定計画相談支援に苦情がある場合又は事業者が作成したサービス等利用計画に基づいて提供されたサービスに苦情がある場合には、事業者、市町村又は国民健康保険団体連合会に対して、いつでも苦情を申し立てることができます。
- 2 事業者は、苦情対応の窓口責任者及びその連絡先を明らかにするとともに、苦情の申立て又は相談があった場合には、迅速かつ誠実に必要な対応を行います。
- 3 事業者は、利用者が苦情申立て等を行ったことを理由として何ら不利益な取扱いをすることはありません。

第12条（契約外条項など）

本契約に定められていない事項について問題が生じた場合には、事業者は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律その他諸法令の定めるところに従い、利用者と誠意をもって協議するものとします。

上記のとおり、指定計画相談支援の契約を締結します。

年 月 日

（利用者） 住所 _____

氏名 _____ 印

上記代理人（代理人を選任した場合）

住所 _____

氏名 _____ 印

立会人

住所 _____

氏名 _____ 印

（事業者） 所在地 神奈川県藤沢市鵜沼1559 _____

事業者名 社会福祉法人 共生会 _____

代表者名 理事長 川瀬 和一 _____ 印